

令和6年度西宮市带状疱疹ワクチン接種費補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、带状疱疹発症及び重症化予防を図るため、任意で带状疱疹ワクチン接種を実施する者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(補助対象となる助成対象者)

第2条 この事業の補助対象となる助成対象者は次の要件をすべて満たす者（以下、「対象者」という。）とする。

- (1) 西宮市内に住所を有し、予防接種を受ける日において満50歳以上であること。
- (2) 兵庫県内のいずれの市町においても本事業による助成を受けたことがないこと。
- (3) 令和6年4月1日以降の接種であること。

(補助対象となる予防接種)

第3条 補助対象となる予防接種（以下「対象予防接種」という。）は、次に示すいずれかとする。

- (1) 乾燥弱毒生水痘ワクチン
- (2) 乾燥組換え带状疱疹ワクチン

(助成金の額)

第4条 助成金額は対象者のうち本事業の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）が医療機関に支払った対象予防接種に係る接種費用とする。ただし、補助回数は同一人につき1回を限度とし、上限額は4,000円とする。助成金の対象となるのは、当該予防接種の費用として医療機関に支払った予防接種料（消費税を含む。）とし、抗体検査や文書料等は含まないものとする。

(助成の方法及び手続き)

第5条 本要綱による助成については、申請者が医療機関で対象予防接種の費用を支払った後に、市長に請求することにより市長が助成を行う償還払いによるものとする。

- 2 申請者は、带状疱疹予防接種費用助成金交付申請書兼請求書に次の書類を添えて、市長が定める期日までに、市長に提出するものとする。
 - (1) 当該予防接種を実施した際に医療機関から発行された領収書など接種費用を支払ったことが確認できる書類
 - (2) 予診票や予防接種済証など医療機関での接種日、接種ワクチン、接種医

療機関が確認できる書類

(交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第6条 市長は申請者が偽りその他不正の行為により助成を受けたときは、交付の決定の全部または一部を取り消し、既に交付している助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年5月1日から実施し、令和6年4月1日から適用する。